― 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 ―

条例・規則名　　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号　令和８年６月 22 日・東京都規則第 117 号

第１　概要

１　改正理由

東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会における検討結果及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「省令」という。）の改正内容を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。。

２　改正内容

（１）特定一戸建て住宅建築主、特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者に係る省エネルギー性能基準の改正（別表第１の５　３の項）

省令の改正を踏まえ、「特定一戸建て住宅建築主」、「特定一戸建て住宅建設工事業者」及び「特定共同住宅等建設工事業者」の基準を強化する。

（２）住宅用途 BEI の定義の削除（別表第１の５　備考３）

（１）の改正に伴い、住宅トップランナー事業者の供給する住宅への適用が無くなったため、当該規定を削除する。

（３）住宅用途 BEI（再生可能エネルギーを除く。）の定義の適用対象の見直し（別表第１の５　備考４）

（１）の改正に伴い、住宅用途 BEI（再生可能エネルギーを除く。）の定義の適用対象を見直す。

第２　施行日

令和９年４月１日

第３　問合せ先

環境局気候変動対策部環境都市づくり課

直通　03-5388-3515